

第2号様式

令和元年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和2年2月14日（金）13:30～15:00 法務省共用会議室4（大臣官房施設課旧入札室）	
委員	角田 茂（大学参事）※委員長 只木 誠（大学教授） 遠藤 和義（大学教授）	
審議対象期間	令和元年8月1日から令和元年11月30日まで	
抽出案件	総件数 459件	（備考）
工 一 般 競 争	365件	
標 準 指 名 競 争	1件	
事 随 意 契 約	64件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
業 一 般 競 争	17件	
簡易公募型競争	2件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	10件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 工事の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 意見・質問なし</p>	
<p>3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし</p>	
<p>4 指名停止の運用状況について 平成7年の通達発出から20年以上 改正していないのか。</p>	<p>基本的な部分は同じである。制度については、国土交通省等とほぼ同様となっている。</p>
<p>5 工事抽出案件について</p> <p>(1) 熊本刑務所庁舎収容棟等新営（建築）工事 入札回数は2回までか。3回目は ないのか。</p> <p>2回目に入札した者は、いずれも 予定価格を下回っていたのか。</p> <p>総合評価の結果、評価値の逆転が 生じて、しかるべき業者が落札して いる。</p> <p>本案件では複数者が辞退してお り、総合評価の点数によっては、2 回目の入札で最高価格で入札した者 が落札することもあり得たところ である。結果として、特段の問題はな かった案件といえる。</p> <p>(2) 新潟刑務所職業訓練棟C等新営 （機械設備）工事 1回目の指名競争入札で最後に残 った1者は、2回目の指名競争入札</p>	<p>3回目の入札は行っていない。入札 説明書にもその旨を記載している。</p> <p>入札した3者とも予定価格を下回っ ている。</p> <p>2回目の指名競争入札にも参加して いる。</p>

にも参加しているのか。

指名競争の条件は、1回目と2回目で変えているのか。

応札価格が予定価格を下回っているのは1者のみであり、他の3者は予定価格を大きく上回っている。予定価格以下が2者だと競争が働いているといえるが、1者のみだと、結果として競争が働かなかったと評価できる。

指名競争入札の2回目であって、50者を指名した案件であるが、入札した者のうち1者だけが予定価格の直近の金額で、他の者が予定価格より上の金額で入札していることから、外見的には予定価格が事前に知られていたのではないかという見方をされかねない案件である。

入札監視委員会の記録として、本案件が取り上げられ、議論されたということを記録しておくことで、今後、不適正な事案を発生させないためのある種の抑止力になると思われる。

(3) 令和元年度福島刑務所職員宿舎改修（機械設備）工事

1者辞退しているが、辞退理由は何か。

一般競争で不落となった場合、全ての案件で不落随契の交渉に移行するのか。

入札の条件は変えていない。

なお、1回目の指名競争では1者しか残らなかったため、不調として入札を取りやめている。

複数回の調達手続を実施していることから、当省としては、1者のみとはいえ、よく予定価格以内で落札してくれたと思っている。

承知した。議事録に残すこととする。

ちなみに、入札結果については、本案件も含めて、全て公表し、閲覧できるようにしている。

特に確認等していない。

なお、本年12月以降は、本省発注案件について、辞退理由を可能な範囲で確認するようにしている。

もう一度公告する期間があれば、再度公告を行って手続をやり直するのが原則である。

不落随契のほうが例外ということか。

不落随契になった段階で競争相手がいないということを落札業者は認識していると思われるにもかかわらず、見積合わせの際の金額の下げ幅が大きい。

経済的合理性から考えると、業者側としては複数回の見積合わせを実施しても良かった案件である。本案件は現地庁の会議室で入札が実施されているが、自社しか入札参加者がいないことが分かっていたといえる。

電子入札であれば、自社以外にも入札参加者がいるかも知れないと思うので、もう少しは競争が働いた可能性があったのではないかと思われる。

6 業務抽出案件について

(1) 熊本刑務所庁舎収容棟等新営工事 監理業務

特になし。

(2) 令和元年度北海少年院防空壕跡改修等実施設計業務

防空壕跡を何か別のものに改修するのか。

(3) 令和元年度大阪拘置所実施設計業務

本案件は、設計計画の変更に伴う随意契約であるが、受注者との当初

そのとおりである。

確かに入札の際は1回目と2回目とあまり金額を下げおらず、不落随契の見積合わせで大きく下げているが、その理由については不明である。

本案件は、防空壕跡が崩落してしまったことを受けて、近接して埋設されている配水管を保護等しつつ、今後、危険が生じないように改修するための設計業務である。

平成21年度に約7億7,000万円で契約し、変更契約による増額を含

契約の金額はいくらだったのか。

現下の収容状況等を踏まえて施設規模を縮小したとのことだが、それに伴う設計変更に多額の経費が掛かっていることになる。

状況は理解できるが、可能な限りこのような経費の支出は避けたほうがよい。

初期の計画段階で適正規模にしておくことはできなかったのか。

拘置所に収容される人員は、長期的な見通しあるいは中長期計画が作成されていて、それに則って設計や工事が進められるのか。

設計などを行う際には、何か拠り所とか見通しがあったほうがよいのではないか。

収容人員には動きがあるということであれば、弾力的に受け入れるようにできないのか。

この案件の経験を踏まえて、適切に計画の見直しを行い、支出を抑える必要がある。

納税者の視点からすると、施設の規模縮小のために多額の経費を要することにしっかりとした理由が必要になると思われる。

めて、最終的に約8億9,000万円の契約金額となっている。

本案件の計画がスタートした平成19年頃が収容人員のピーク時であった。その後、収容人員が右肩下がりとなり、予想以上に減少している。

このような状況を踏まえて、再度、収容定員等を検討したものである。

人員の設定は矯正局が行っており、当該施設の過去の収容実績等を踏まえて算出していると承知している。

大阪拘置所は、長期間の工事であることから、整備事業が継続している期間中に計画当初の定員を見直す必要が生じた例外的な事案である。

矯正施設を所管している矯正局が整備対象の施設の過去数年の収容状況を踏まえた上で、定員を算定している。

弾力的に運用するにしても、一定の大きさの施設を整備する必要がある。

特に拘置所の収容状況を予測するのは困難なので、一定の定員数を確保する必要がある。

設計変更を経費を要するが、結果として建物を作らないことになるので、大阪拘置所に係る全体のコストは縮小されることになる。

施設の未使用や無駄を削減するために、このタイミングで決断したということか。

そのとおりである。
建築のインシヤルコストのほか、施設のランニングコストや保全費用についても、長期的には縮減されることになる。